

奈良市企業局給配水管等修繕業務委託

事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要項

奈良市企業局 事業部

水道計画課

送配水管理センター

奈良市企業局給配水管等修繕業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

奈良市企業局（以下「企業局」という。）では、平成26年10月から奈良市企業局給配水管等修繕業務委託（以下「本業務委託」という。）を実施しており、本市の給水区域全域を対象として漏水等修繕業務に対応しています。

本業務委託は、企業局の管理する給・配水管等（送水管含む）の漏水修繕及び付属設備の補修並びにそれらの保全業務、出水不良や濁水等の苦情に対し迅速に対応することを包括的に業務委託するものです。

本市における近年の漏水発生件数は、緩やかな減少傾向にありますが、業務指標（P I）によると、管路及び給水管の事故割合は中核市の全国平均を大きく上回っています。改善に向けて計画的に老朽配水管の更新や鉛製給水管の布設替えを進めているものの、管路の経年化は進んでいることから、今後も漏水発生は続くものと考えられます。また、市民生活への影響が大きく二次災害も懸念される配水本管等の漏水も発生していることから、今後も迅速かつ適切な漏水事故への対応が可能な体制を保持し、市民サービスの維持を図る必要があります。

更に適切な修繕業務を実施するには、熟練した技能と幅広い水道の知識を有することを必要とされると共に、市民や水道利用者との接点ともなることから、その対応と処置が水道事業の信頼に大きく影響を与えるものであると考えます。

これまで実施した本業務委託を評価・検証し、その効果と問題点を整理し、業務委託範囲の拡充等を図った結果、現在、一定の成果を上げられていることから、今後も受注者の保有する業務ノウハウ、技術力、設備及び人材を最大限活用することにより、更なる業務の効率化を実現させ、より良質な市民サービスを安定的かつ確実に提供することを目的として、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

2. プロポーザルに付する事項

(1)業務名称

奈良市企業局給配水管等修繕業務委託

(2)履行場所

奈良市企業局給水区域全域

(3)履行期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日まで（5年間）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

ただし、契約日から委託業務開始日までを移行準備期間とする。なお、移行準備期間に関する経費は、受注者の負担とします。

(4)業務委託内容

奈良市企業局給配水管等修繕業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおり

ア 管理業務

- ①受付業務
- ②現場確認業務
- ③申請業務
- ④苦情処理業務
- ⑤工事監理業務

イ 修繕工事業務

奈良市企業局給配水管等修繕業務委託一覧表

	項目	明細	細目	業務内容
1	受付業務	一般的受付	修繕関係	修繕業務に対する問い合わせ対応及び受付等
			水道関係相談	水道に関する苦情、問い合わせ対応及び受付等
	現場確認業務	漏水状況・水道施設等の調査・初期対応・軽微な修繕作業等	公道漏水等(道路部分等)	漏水箇所調査、修繕工事の予備調査、利害関係者の確認、交通規制等の状況判断、初期対応及び他企業者による工事現場内の軽微な修繕作業等
			内部漏水(メーター一次側の敷地内)	漏水箇所調査、修繕予定箇所、所有者の確認、修繕の同意、初期対応及びメーターボックス内の軽微な修繕作業等
			水道施設等	企業局指示による状況確認及び初期対応等
			事前協議	工事関連
	申請業務	申請関係	協議・立案関係	緊急道路使用・掘削申請、地下埋設物設置事業者との協議立会申請、修繕工事計画の立案及び修繕工事の手配等
	苦情処理業務	濁水関係	出水不良・濁水等	市民からの苦情に対する状況確認及び洗管放水作業、説明対応等 消防活動及びその他原因により発生した濁水等の洗管放水作業等
	工事監理業務	修繕工事等 漏水関係 支給材料の管理	工事監理	現場における工程管理、材料管理及び安全管理等
			断通水作業等	企業局の指示による給配水管バルブ操作及び断通水作業並びに洗管放水作業等
支給材料の搬入・搬出及び在庫管理			企業局が所有する資材倉庫に保管されている修繕材料の搬入・搬出及び在庫の確認等	
2	修繕工事	公道修繕	給水管	給水管の漏水修繕・取替工事等
			送配水管等	公道部分での布設替及び漏水修繕工事
			水道附属設備	弁類ボックス及び消火栓等の水道施設の調整・取替・修繕工事等
			企業局管理施設	企業局が管理する施設等の修繕工事・緊急復旧工事等
		内部修繕	給水管	副止水栓交換及び敷地内掘削による漏水修繕工事等
		部外者工事	水道施設等	他企業者等の工事に伴う水道施設の整備・修繕・布設替及び漏水修繕工事等
		現場管理	修繕工事等	安全管理・品質・出来形管理、環境対策、清掃等
			バルブ操作	工事監理業務従事者指示によるバルブ操作及び洗管放水作業等
市民対応		周辺住民への周知	緊急工事における工事影響範囲の住民への断水等の広報	

※参考：別紙 修繕施行実績表及び修繕業務フロー図

(5)提案見積金額の上限額

ア 管理業務費

令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間（60箇月）

管理業務費の見積金額の上限額 404,000,000円（消費税抜き）

この金額は、契約時の委託料を示すものではありません。また、提案見積金額が、この上限額を超えた場合及び未記入は、失格とします。

イ 修繕工事業務費

修繕工事業務費は、出来高支払いとするため、本件の委託料には含まないものとします。

修繕工事業務費については、修繕モデル標準設計書に対する見積額により決定した請負率により精算します。

精算に使用する単価は、企業局の設計単価によるものとし、また、単価改正に併せて変更する場合があります。

請負率の算定は、各修繕モデルの見積合計額を合計上限額で除して求める。

なお、各修繕モデルの見積金額の上限及び下限金額は次表のとおりとする。

また、提案見積金額が、この上限金額を超えた場合及び未記入は失格とし、下限金額を下まわった場合は、当該項目の評価は行いません。

修繕モデル標準設計金額一覧表

修繕モデル標準設計書	上限額（消費税抜き）	下限額（消費税抜き）
モデル①	287,000円	265,000円
②	196,000円	180,000円
③	160,000円	147,000円
④	261,000円	241,000円
⑤	314,000円	291,000円
⑥	2,356,000円	2,166,000円
⑦	70,000円	65,000円
⑧	12,510円	11,510円
⑨	16,500円	15,180円
⑩	173,000円	159,000円
⑪	9,550円	8,790円
合計	3,855,560円	3,549,480円

※各修繕モデル標準設計書は、別紙「修繕モデル標準設計書」を参照

(6)委託料の支払い方法

業務委託料については、毎月口座振り込みで支払うものとします。

なお、契約締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により、消費税率に変動が生じた場合、該当する月払い委託金額に相当する消費税及び地方消費税を変更して支払うものとします。

(7)業務の所管

業務の取扱いについては、配水統制の管轄に合わせて所管を区分します。

ア 水道計画課所管

奈良市水道事業区域（送配水管理センター管轄を除く）

イ 送配水管理センター所管

奈良市水道事業区域のうち中ノ川町以東の平清水系及び水間系、都祁水道事業区域及び月ヶ瀬簡易水道事業区域並びに送水管に関すること

3. 担当課

(1)担当課

奈良市企業局 事業部 水道計画課及び送配水管理センター

(2)事務局

奈良市企業局 事業部 水道計画課

所在地 : 〒630-8001 奈良市法華寺町264番地1

電話 : 0742-34-5200（内線244、内251）

Fax : 0742-34-9208

E-mail : suidoukeikaku@city.nara.lg.jp

担当 : 佐賀、寺内

4. 公募条件

(1)公募条件

本業務委託は、単体企業又は共同企業体（別途定める「奈良市企業局給配水管等修繕業務に係る共同企業体取扱要領」を参照のこと。）との委託契約とし、プロポーザルに参加できるものは、下記の参加資格に定める要件をすべて満たすものとする。ただし、共同企業体にあつては、その構成員のうち修繕工事業務に携わるものを除き、下記の④、⑧及び⑨の要件は満たさなくてもよいものとする。

【参加資格】

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②令和3年6月1日現在、奈良市企業局建設工事入札参加登録名簿又は、奈良市企業局物品購入等入札参加登録名簿に登載されていること。
- ③公募期間において、企業局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。また、受付後、契約に至るまでの間に、上記に基づく入札参加停止を受けた場合は、契約できない。
- ④奈良市内に本店を有する企業であること。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団と関係を有する者でないこと。
- ⑥次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
 - (a)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続き開始の申立て。（更生手続き開始の決定を受けている場合を除く。）
 - (b)民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立て。（再生手続き開始の決定を受けている場合を除く。）
 - (c)破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは、第19条の規定による破産手続き開始の申立て又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは、第133条の規定による破産の申立て。
 - (d)会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て
- ⑦給水人口10万人以上の水道事業者の給配水管等の修繕業務委託を直接契約した実績があり、次のいずれかの条件を満たすこと。ただし、共同企業体の場合は、構成員の1社以上が条件を満たすこと。
 - (a) 公告の日から過去5年以内(平成28年4月1日以降)に連続して1年以上の契約実績があること。ただし、本市との契約においては、過去10年以内(平成23年度4月1日以降)とする。
 - (b) 過去5年以内の同一会計年度内の当該修繕業務委託の受注累積額が18,000千円以上の実績があること。
- ⑧奈良市企業局指定給水装置工事業業者であること。
- ⑨建設業法における「土木工事業」、「管工事業」及び「水道施設工事業」の建設業の許

可を有していること。ただし、共同企業体の場合は、その構成員のうち修繕工事業務に携わるものの許可を合わせて満たす場合も認める。

- ⑩共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加していないこと。
- ⑪租税に滞納がないこと。
- ⑫要求水準書等に掲げる基準を満たす配置予定業務従事者を本業務委託に配置できること。なお、配置予定の業務管理責任者は、届け出すること。また、他の企業の業務管理責任者として、本件プロポーザルに参加していないこと。

5. 実施日程

(1)実施日程

公募時点の予定であり、状況により日程を変更する場合があります。

項目	日程
公募開始	令和 3年 6月 9日 (水)
提出書類の質問期間	令和 3年 6月 9日 (水) ~ 6月15日 (火)
提出書類の質問回答期限	令和 3年 6月18日 (金)
参加申請書の提出期間	令和 3年 6月16日 (水) ~ 6月22日 (火)
参加申請書の提出期限	令和 3年 6月22日 (火)
参加資格審査結果の通知	令和 3年 6月29日 (火)
提案書の質問受付期間	令和 3年 7月 1日 (木) ~ 7月 6日 (火)
提案書の質問回答期限	令和 3年 7月 9日 (金)
提案書の提出期間	令和 3年 7月12日 (月) ~ 7月16日 (金)
提案書の提出期限	令和 3年 7月16日 (金)
一次審査	令和 3年 8月 2日 (月)
一次審査結果の通知	令和 3年 8月 3日 (火) 予定
二次審査	令和 3年 8月17日 (火)
選定結果の通知・公表	令和 3年 8月18日 (水) 予定
契約手続き	令和 3年 8月下旬
移行準備期間	契約の締結日 ~ 令和 3年 9月30日 (木)
委託業務開始日	令和 3年10月 1日 (金)

6. 参加申請書の提出等

(1)提出書類

提出書類の種類	提出部数
参加申請書（様式第1号）：単体企業(1)、共同企業体(2)	1
実績調書（様式第2号）：参加表明する会社（共同企業体構成員含む）	1
共同企業体参加資格審査申請書（様式第3号）：共同企業体による場合にのみ必要	1
共同企業体協定書（様式第4号）：共同企業体による場合にのみ必要	1
委任状（様式第5号）：共同企業体による場合にのみ必要	1
使用印鑑届出書（様式第6号）：共同企業体による場合にのみ必要	1
会社概要（様式第7号）：参加表明する会社（共同企業体構成員含む）、納税証明書（写し可）を添付すること * 市内業者（本市に納税義務を有する者）及び準市内業者（市外業者で市内に支店・営業所を有するもの） ・市・県民税（法人市民税）（直近2箇年分） ・固定資産税（直近2箇年分） * 市外業者（国税） 個人・・・所得税（その3又はその3の2） 法人・・・法人税（その3又はその3の3） 納付証明書（写し可）を添付すること * 本市の国民健康保険料を賦課された者 ・国民健康保険料（直近2箇年分）	1
業務管理責任者配置予定者届（様式第8号）	1

(2)提出期間

令和3年6月16日（水）～6月22日（火）まで（企業局の閉庁日を除く）の午前9時00分から午後5時00分まで。

ただし、正午から午後1時までを除き、最終日は午後4時までとします。

(3)提出先

「3. 担当課（2)事務局」のとおり

(4)提出方法

持参、郵送又は信書便とする。

ただし、郵送又は信書便の場合は配達記録が証明できる方法によることとし、提出期限までに到着することとします。また、郵送方法が異なる場合は、受け付けません。

なお、郵便事故等については、提出者のリスク負担とします。

(5)質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和3年6月9日(水)～6月15日(火)まで(企業局の閉庁日を除く)の午前9時00分から午後5時00分まで。

ただし、正午から午後1時までを除き、最終日は午後4時までとします。

イ 質問先

「3. 担当課 (2)事務局」のとおり

ウ 質問方法

「提出書類に関する質問書」(様式第12号(1))を用いて、持参又は電子メールで提出してください。

電子メールの場合、件名は「質問書：奈良市企業局給配水管等修繕業務委託」と明記して下さい。また、送信後は、必ず電話による着信の確認をしてください。

なお、口頭や郵送等の方法による質問は、受け付けません。

エ 回答期日

令和3年6月18日(金)

オ 回答方法

質問内容を集約後、全ての質問者に対し、「回答書」を用いて、件名に「回答書：奈良市企業局給配水管等修繕業務委託」と明記した電子メールにより回答します。

また、奈良市企業局が発信後、電話による連絡をします。

(6)参加資格審査結果の通知

通知予定日 令和3年6月29日(火)

参加申請者全員に対して、電子メール及び郵便により結果を通知します。また、企業局が発信後、電話で連絡します。

7. 提案書の提出等

(1)提出書類

書類名	提出部数
提案書提出届（様式第9号）	1部
管理業務費見積書（様式第10号） 及び内訳書とシフト表（任意様式又は、ひな形）	各1部
修繕工事業務費見積書（様式第11号）	1部
提案書	15部 内 正本 1部 副本 14部 ※副本は社名等を抜いたものとする

(2)提出期間

令和3年7月12日（月）～7月16日（金）まで（企業局の閉庁日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

ただし、正午から午後1時までを除き、最終日は午後4時までとします。

(3)提出先

「3. 担当課（2)事務局」のとおり

(4)提出方法

持参、郵送又は信書便とする。

ただし、郵送又は信書便の場合は配達記録が証明できる方法によることとし、提出期限までに到着することとします。また、郵送方法が異なる場合は、受け付けません。

なお、郵便事故等については、提出者のリスク負担とします。

(5)提案書作成等

ア 提案書作成要領

提案書は、次に掲げる書類で構成し、下記の留意事項に従い作成し、提出すること。

- ①提案書提出届（表紙）（様式第9号）
- ②提案書（任意様式）
- ③管理業務費見積書（様式第10号）及び内訳書とシフト表（任意様式又はひな形）
- ④修繕工事業務費見積書（様式第11号）

イ 提案書の内容

記入内容

大別	区分	種別	評価項目	評価視点の概要
一次審査	1. 企業評価	(1) 基本事項	①企業に関する事項	提案書に記載の必要はありません 6. (1)の提出書類で審査します
			②業務内容の理解	② 業務を履行するための基本的な考え方
			③業務実施体制	③ 業務体制及び業務管理責任者の役割について（体系図含む）
	2. 業務提案書関係	(2) 管理業務	④管理業務従事者の配置	④-1 平日（8:30～17:15）の管理業務従事者
				④-2 土・日、祝日（8:30～17:15）の管理業務従事者
				④-3 勤務時間外（17:15～翌 8:30）の管理業務従事者
			⑤受付業務の実施	⑤ 電話対応の準備・実施・留意点
			⑥現場確認業務の実施	⑥ 従事者の技能・資格及び実施方法
			⑦申請業務の実施	⑦ 各種申請業務の留意点及び修繕施工計画の考え方
			⑧苦情処理業務の実施	⑧ 苦情処理の実施方法
			⑨工事監理業務の実施	⑨ 従事者の技能・資格及び実施方法
			(3) 修繕工事	⑩修繕工事の実施
		⑩-2 土・日、祝日（8:30～17:15）の修繕体制 （従事者数、班体制）		
		⑩-3 勤務時間外（17:15～翌 8:30）の修繕体制 （従事者数、班体制）		
		⑪緊急修繕の対応		⑪ 臨機の従事者増員、増班体制（特別徴集）
		⑫安全対策		⑫ ガードマン配置の実施体制
		⑬市民サービス	⑬ 広報、工事説明、現場清掃の実施方法	
	⑭バルブ操作補助	⑭ バルブ操作の留意点及び実施方法		
	(4) 特記事項	⑮賠償責任保険関係	⑮ 補償の実施方法（補償の範囲、種類、金額）	

ウ 作成上の留意事項

- ①A4版縦・横書き両面印刷、左綴じ、文字の大きさ10.5ポイント以上とすること。（ただし、図表等はA3版でも可とするが、A4版への折り込みとする）
- ②印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- ③言語は日本語とすること。
- ④表紙は規定様式を用い、ページ下部に通しページ番号をつけること。
- ⑤提案書は、正本1部と副本指定部数とし、副本の表紙は、社名の記載及び押印をし

ないこと。

⑥提案書は、項目毎にセクション切りとし、1項目は5ページ以内に収めること（図表も含む）。

⑦提案書には、正本を除き、会社名が判別できるような記述（例えば、ロゴマークの使用等）をしないこと。

⑧記載内容については、明確、具体的かつ、簡潔にすること。また、造語及び略語等は、専門用語及び一般用語を用いて初出の箇所に定義を記載すること。

⑨業務実施に向けた取組で、具体的な工夫があれば各記載項目に示すこと。

エ 見積書作成上の留意事項

見積書における管理業務費は、60箇月の総額を示し、日本円、消費税抜きで表記すること。また、修繕工事業務費は、モデル設計の合計額を示し、日本円、消費税抜きで表記すること。

見積書（様式第10・11号）は、提案書とは別に、提出用封筒に入れて封かん（割印）のこと。ただし、見積書に不備がある場合は無効となることがあります。

(6)質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和3年7月1日（木）～7月6日（火）まで（企業局の閉庁日を除く）の午前9時00分から午後5時00分まで。

ただし、正午から午後1時までを除き、最終日は午後4時までとします。

イ 質問先

「3. 担当課（2）事務局」のとおり

ウ 質問方法

「提案書等に関する質問書」（様式第12号（2））を用いて、電子メールで件名に「質問書：奈良市企業局給配水管等修繕業務委託」と明記して下さい。また、送信後は、必ず電話による着信の確認をしてください。

なお、持参、口頭及び郵送等の方法による質問は、受け付けません。

エ 回答期日

令和3年7月9日（金）

オ 回答方法

質問内容を集約後、全ての参加申請者に対し、「回答書」を用いて、件名に「回答書：奈良市企業局給配水管等修繕業務委託」と明記した電子メールにより回答します。

また、奈良市企業局が発信後、電話による連絡をします。

8. 審査

(1)審査委員会の設置

学識経験者、有識者及び企業局職員で構成する「奈良市企業局給配水管等修繕業務委託事業者選定に係るプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、一次審査及び二次審査を行います。

なお、審査委員会は非公開で開催します。

(2)参加者がいない場合又は1者であった場合の取り扱い

①参加者がいない場合は、その旨を奈良市企業局ホームページで公表します。

②参加者が1者のみの場合であっても、一次審査及び二次審査は実施します。

この場合において、設定する評価基準（評価点80点以上）を満たしているときは、本業務委託の受託候補者とします。

(3)一次審査

ア 審査方法

「(5) 審査基準」に基づき書類審査を行い、評価点の高い順に上位3者までを二次審査対象者とします。この場合において、同点により上位3者を決定できない場合は、当該同点の者より上位の者は二次審査対象者とし、二次審査対象者が3者を超えないよう当該同点の者の見積金額の価格点を除いた評価点を比較し、その評価点が高い者から順に二次審査対象者とします。ただし、当該比較をした結果、同点により二次審査対象者が3者を超えることは妨げないものとします。

イ 一次審査結果の通知

通知予定日 令和3年8月3日（火）

全ての一次審査対象者に対して、電子メール及び郵送により審査結果を通知します。

また、奈良市企業局が発信後、電話で連絡をします。

(4)二次審査

ア 審査方法

- ①「(5) 審査基準」に基づきプレゼンテーション及びヒアリングの二次審査を行い、一次審査評価点との合計点が最も高い者を交渉権第一位の受託候補者とし、次点の者を交渉権第二位の受託候補者とします。この場合において、同点の者が2者以上あるときは、一次審査順位の高い者を交渉権第一位の受託候補者とします。
- ②受託候補者は、契約交渉の相手方として選定します。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの日程等

プレゼンテーション及びヒアリングは、下記の日程で開催予定です。なお、日程変更の際は、奈良市企業局より連絡します。

項目	内 容
開催日	令和 3年 8月17日(火)
開催場所	奈良市企業局 会議室(一次審査結果通知時にお知らせします。)
内 容	①使用機械準備 5分程度 ②プレゼンテーション(デモンストレーションを含む) 30分程度 ③管理業務費内訳の説明 5分程度 ④ヒアリング 15分程度 ⑤使用機械撤収 5分程度
注意事項	①上記に必要な機器等は、全て提案者で準備すること。(スクリーンは除く。) ②プレゼンテーション及び資料の内容は、提案書に記載されている内容の範囲とし、内容が違う場合は、評価をしません。 ③プレゼンテーションは、提案項目ごとに区切りをつけて説明すること。 ④管理業務費内訳の説明を省略した場合や内訳書・シフト表等と内容が違う場合は、評価をしません。 ⑤当日にプレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書(様式第13号)を持参すること。 ※出席予定者は、3名以内とします。

(5)審査基準

大別	区分	種別	評価項目	評価視点の概要	点数配分		
一次審査	1 企業評価	(1) 基本事項	①企業に関する事項	①-1 経営基盤・財務状況	20		
				①-2 当該業務に有効な資格の技術者数			
				①-3 受託実績			
		(2) 管理業務	②業務内容の理解	② 業務を履行するための基本的な考え方			
				③業務実施体制		③ 業務体制及び業務管理責任者の役割について（体系図含む）	
						④管理業務従事者の配置	④-1 平日（8:30～17:15）の管理業務従事者
		④-2 土・日、祝日（8:30～17:15）の管理業務従事者					
		④-3 勤務時間外（17:15～翌8:30）の管理業務従事者					
		(3) 修繕工事	⑤受付業務の実施	⑤ 電話対応の準備・実施・留意点		32	
				⑥現場確認業務の実施			⑥ 従事者の技能・資格及び実施方法
	⑦申請業務の実施				⑦ 各種申請業務の留意点及び修繕施工計画の考え方		
				⑧苦情処理業務の実施	⑧ 苦情処理の実施方法		
	⑨工事監理業務の実施				⑨ 従事者の技能・資格及び実施方法		
				(4) 特記事項	⑩修繕工事の実施		⑩-1 平日（8:30～17:15）の修繕体制 （従事者数、班体制）
	⑩-2 土・日、祝日（8:30～17:15）の修繕体制 （従事者数、班体制）						
	⑩-3 勤務時間外（17:15～翌8:30）の修繕体制 （従事者数、班体制）						
	⑪緊急修繕の対応	⑪ 臨機の従事者増員、増班体制（特別徴集）					
	⑫安全対策	⑫ ガードマン配置の実施体制					
	⑬市民サービス	⑬ 広報、工事説明、現場清掃の実施方法					
	⑭バルブ操作補助	⑭ バルブ操作の留意点及び実施方法					
(4) 特記事項	⑮賠償責任保険関係	⑮ 補償の実施方法（補償の範囲、種類、金額）	40				
	⑯管理業務価格	⑯ 上限額を超える場合は失格、見積額で評価					
	⑰修繕工事費	⑰ 上限額を超える場合は失格、下限額を下回る場合は非評価 修繕モデル（11タイプ）の合計額による見積額で評価					
一次審査得点					計 120		
二次審査	3. プレゼンテーション及び ヒアリング	業務実施に対する意欲、誠実性			40		
		提案内容の実効性					
		業務に対する理解度					
		質問等に対する応答					
		業務実施の具体的な工夫					
二次審査得点					計 40		
合計得点					160		

9. 選定結果の通知及び公表

(1)通知

契約交渉の相手方が決定した後、全ての二次審査対象者に対して電子メール及び郵送により選定結果を通知し、奈良市企業局が発信後、電話で連絡をします。

また、交渉権第一位及び第二位に選定された受託候補者については、その旨を付して通知します。

(2)公表

二次審査結果及び選定過程の透明性を確保する観点から、次のとおり公表します。

ア 公表場所 奈良市企業局ホームページ <http://www.h2o.nara.nara.jp/>

イ 公表内容

- ①業務の名称
- ②業務の概要
- ③選定した日
- ④本プロポーザル参加申請者の総数
- ⑤提案を採択し、受託候補者とした者の名称及びその理由
- ⑥受託候補者が提案した見積金額
- ⑦評価結果書

10. 契約及び業務の履行

(1)契約手続き

ア 交渉権第一位の受託候補者は、速やかに委託業務契約締結に向けた協議を行い、協議が整い次第、契約を締結します。

イ 交渉権第一位の受託候補者が契約を辞退した場合、又は本業務委託を履行できない事由が生じた場合においては、交渉権第二位の受託候補者と交渉を進めるものとします。

ウ 委託業務契約締結に向けた協議により仕様書を作成し、委託金額についての見積書を再提出する。従いまして、受託候補者選定時の提案書及び提案見積額により契約を締結するものではない。

(2)業務の履行等

ア 受託候補者は、円滑に委託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

11. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①委託契約の締結前に、本件プロポーザルの参加資格を欠く者となった場合
- ②私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行った場合
- ③他の参加者と提案等の内容又はその意思について相談を行った場合
- ④受託候補者の選定前に、他の参加者に対して提案等の内容を意図的に開示した場合

- ⑤受託候補者の選定を行う審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥提案書等に虚偽の記載を行った場合
- ⑦その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ⑧「4. 公募条件」の参加資格に該当していなかった場合
- ⑨本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑩一つの参加申請において、内容が違う複数の業務提案書が提出された場合

1 2. 企画・提案等にかしがある場合

本プロポーザル参加申請者の提出書類又は参加資格等にかしがあることが判明した場合は、その内容を審査委員会が審議し、その取扱いについて決定します。

また、本プロポーザル参加申請者、そのかしについてヒアリングを行う場合があります。ヒアリングの結果、そのかしが重大又は悪質で、本プロポーザルの公平性及び公正性を著しく損なうと認める場合は、既に決定した事項を取り消すものとします。

1 3. その他留意事項

- ①特別の理由がある場合は、業務の発注を取り止め、又は延期することがある。
- ②参加申請後、都合により参加を辞退する場合は、「参加辞退届（様式第14号）」を速やかに「3. 担当課（2）事務局」に持参、郵送又は信書便により提出してください。ただし、郵送又は信書便の場合は、配達記録が残る方法に限ります。
- ③本件プロポーザルで用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。
- ④原則として提案書等提出後の内容変更及び追加は認めません。ただし、やむを得ない理由があると判断した場合は、この限りではありません。
- ⑤企業局が交付する資料等は、本件プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することを禁止します。
- ⑥原則として提案書等は、本プロポーザルに係る選定以外の目的に使用することはありません。ただし、本プロポーザル参加申請者の同意を得た場合は、使用することがあります。なお、提案書等は返却しません。
- ⑦本プロポーザルに関して必要な費用は、すべて参加者の負担とします。
- ⑧審査結果等について不服及び異議は受け付けません。
- ⑨本プロポーザル参加申請者は、本プロポーザル募集要項を遵守し、各関係法令等に違反した場合は、企画・提案等にかしがある場合に準じて取り扱うものとします。
- ⑩本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奈良市情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合があります。